大阪府行政不服審査会の答申の公表について

資料４－４

　　　　　　　 （※第３回大阪府行政不服審査会配布資料）

１　公表方法

　　総務省の「裁決・答申検索データベース」に掲載します。

２　公表内容

（１）公表するものは、答申の内容であり、答申書そのものを公表することまでは求めていないとされていることから、答申の要旨でもよいと考えられます。

　　　しかしながら、法の趣旨に鑑み、個人情報（氏名、住所等）等を除き、基本的には、全文を公表します。

（２）個人情報（氏名、住所等）以外の事項であっても、必ずしも公表する必要のないものについては、公表しないこととします。

　　ア　処分庁名に係る市町村名の部分　（記載例）○○市福祉事務所

　　イ　施設等の名称

ウ　自動車の登録番号

　　エ　その他部会において公表しないことが適当であると認めるもの

○行政不服審査法（抜粋）

（答申書の送付等）

第７９条 　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

○「逐条解説 行政不服審査法」（抜粋）

説明責任の観点から、行政不服審査会の答申は、一般に公表しなければならないものとしている。ただし、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、公表するものは「答申の内容」であり、答申書そのものを公表することまでは求めていない。実際にどのようなものを公表するかについては、行政不服審査会の判断に委ねられることになる。